

第106回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和4年3月25日(金曜日)

出席議員 (12名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ		
欠席議員 (1名)	14番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 6 号 町道路線の認定について（委員長報告）
日程第 2. 議案第 12 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 3. 議案第 13 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 4. 議案第 31 号 令和 4 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第 5. 議案第 32 号 令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 6. 議案第 33 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 7. 議案第 34 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 8. 議案第 35 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 9. 議案第 36 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 10. 議案第 37 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 11. 議案第 38 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 12. 議案第 39 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 13. 議案第 40 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 14. 議案第 41 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 15. 議案第 42 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計予算案について（委員長報告）
日程第 16. 議案第 43 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 17. 議案第 44 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 18. 議案第 45 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 19. 議案第 46 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 20. 同意第 1 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 21. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前 09 時 30 分 開議

副議長（小林裕和君） おはようございます。

議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重にご審議賜りますよう、お願いいたします。

なお、本日、石堂議長より、治療入院のため、本日の会議を欠席する旨の届が提出され受理しており、議長が欠席されていますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは直ちに日程に入ります。

日程第 1. 議案第 6 号 町道路線の認定について（委員長報告）

日程第 2. 議案第 12 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 3. 議案第 13 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

副議長（小林裕和君） まず、日程第 1 から日程第 3 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 6 号、町道路線の認定についてから、日程第 3、議案第 13 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

議案第 6 号、議案第 12 号及び議案第 13 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、廣利一志議員。

〔産業厚生常任委員長 廣利一志君 登壇〕

産業厚生常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

それでは、第 106 回佐用町議会産業厚生常任委員会に付託された案件の報告をさせていただきます。

議案第 6 号、町道路線の認定について。議案第 12 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。議案第 13 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての 3 件です。

審査日時は、令和 4 年 3 月 11 日、金曜日、午前 9 時 27 分開会しまして、午前 11 時 10 分審査終了しております。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階議員控室。

出席者は、委員全員と当局より、町長、副町長、建設課長、同課道路河川管理室長、同課道路河川管理室長補佐、住民課長、同課年金・保険室長、同課年金・保険室長補佐。事務局より、局長、局長補佐です。

まず、議案第 6 号、町道路線の認定について、当局より追加説明を受けました。

この道路は、三日月地域の末廣にあり、JR 姫新線の南側に並行していて、以前から耕作道路として使われている道路です。末廣地区のほ場整備により、農道として整備が行われた道路でもあります。播磨科学公園都市が平成 9 年にまちびらきされた際、県道が付け替え道路となり、現在の交差点から播磨科学公園都市へ連絡される県道上郡末廣線が整備されました。今回の道路も町道を経由するが、県道に接続しています。利用状況は、播磨科学公園都市への連絡道路として利用が増えている。

その後、現地調査を行い、委員会を再開した後、質疑を行いました。

質疑では、直線道路で、農繁期など、小型運搬車、トラクターなど通るため、速度制限など、公安委員会との協議が必要では。答弁では、対策が必要かどうかも含めて、協議を

持ち、検討したい。

討論ありませんでした。

採決は、全員賛成。

結果、議案第 6 号、町道路線の認定については、原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第 12 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、追加説明を求めました。

現在の佐用町の福祉医療制度では、自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等の公費負担医療の給付を受けられる場合、公費医療が優先して適用されるため、福祉医療制度では、「助成対象外」となります。例えば、乳幼児医療制度の対象となる子供が同時に小児慢性特定疾病の公費医療を受けられる場合、公費医療が優先適用されるため、原則 2 割の自己負担を支払うこととなります。乳幼児医療制度では自己負担はないが、他公費が優先されるため福祉医療制度では「助成対象外」となり、自己負担が生じます。県内の市町でも、他公費医療の助成を受けた後の自己負担額についても福祉医療制度の対象とする市町が増加しています。条例第 2 条第 16 号と第 3 条第 2 項で、他の公費医療の給付を受けられる場合、これらが優先適用され、「福祉医療の対象外となること」を規定しているため、併用助成を行うために、これらを削る改正をするものです。

質疑に移りました。

改正による影響、効果は。答弁では、町で把握できる自立支援医療のみを例にとると、本年 2 月 10 日時点のデータで推計したところ、対象が 4 人で、金額で年間 38 万円程度助成対象です。

討論はありませんでした。

採決は、全員賛成。

結果、議案第 12 号は原案のとおり可決としました。

続きまして、議案第 13 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、追加説明を求めます。

今回の改正は、1 点目に、令和 4 年度国民健康保険税の税率を改正するため。2 点目に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が令和 3 年 9 月 10 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

国民健康保険税については、兵庫県が国民健康保険事業費納付金と標準保険料率を算定し、町は事業納付金を納付し、標準保険料率を参考に、その財源となる保険税の税率を決定する仕組みとなっている。

兵庫県においては、医療給付費等については、全市町で相互扶助し合うことになっており、医療費が直接、保険税額に影響することはなくなっている。

佐用町のように、被保険者数が少ない自治体にとっては、国保財政の安定化のため、県内市町全体で相互扶助をすることで、財政基盤の安定化の確保、被保険者にとって安心できる医療保険体制が確立をされている。

兵庫県では、国民健康保険運営方針で、「同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指す」と明記し、その目標年度を令和 9 年度とする方向で、市町との調整を進めている。

佐用町の保険税率についても、令和 4 年度から計画的に税率を改定していく予定としている。具体的には、医療分については、所得割を 8.00% から 7.57% に引き下げ、均等割と平等割を据え置くこととしている。後期高齢者支援金分については、所得割を 2.60% から 2.70% に、均等割を 8,400 円から 9,800 円に、平等割は 6,000 円から 7,200 円に引き上げている。介護納付金分は、所得割を 2.50% で据え置き、均等割を 1 万 200 円から 1 万 1,800 円に、平等割を 4,800 円から 6,400 円に引き上げる。

2点目は、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行に伴う改正です。改正内容は、子供にかかる均等割額の軽減措置の導入です。子ども・子育て支援の拡充のため、子供にかかる国民健康保険料等の均等割額の減額措置を導入するため、地方税法が改正され、国民健康保険税について、未就学児にかかる被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されることとなった。具体的には、令和4年度賦課分の国民健康保険税において、未就学児にかかる被保険者均等割額の2分の1が軽減される。国民健康保険税では、低所得の方に対して、7割、5割、2割の保険税軽減措置が設けられているが、今回の子供にかかる減額は、軽減後の金額に対して2分の1が減額されることになる。

質疑では、改正による影響はということで、答弁は、試算として、被保険者世帯2,630世帯のうち、増額が2,058世帯、78.25%。減額が518世帯、19.70%。影響なしが54世帯で、最も影響が大きいと思われる世帯は、増額で、年間で1万200円。減額については、3万300円で、全体の91.52%の2,407世帯では、増額5,000円、減額5,000円の範囲内に収まる見込みとなっている。

質疑では、未就学児の均等割の軽減人数と、軽減の見込は。答弁として、予算積算時の9月では、ゼロ歳から6歳の対象者が56人。最大値で合計100万8,000円の減額を見込んでいる。

討論では、まず、反対討論、均等割の軽減は、未就学児にかかわらず拡充すべき。今回の改定で、78%の2,058世帯が国保税の引上げとなるということで、引上げに反対。

賛成討論では、兵庫県が主体で、相互扶助の理念で制度の安定的な運営を目指す改正であるので賛成。

採決は、賛成多数で、原案のとおり可決しました。

議案第13号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決としました。

以上、今議会、産業厚生常任委員会に付託された3件についての報告とさせていただきます。

副議長（小林裕和君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第6号から順に、委員長報告に対する質疑、討論、採決を続けて行います。

まず、議案第6号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 2、議案第 12 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 3、議案第 13 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 議案第 13 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

兵庫県国民健康保険運営方針では、県内市町の標準保険料率を一本化し、各市町の保険料も同率とする方針ですが、国会答弁でも示されているように町独自の減免の余地はあります。

均等割軽減は未就学児に限らず拡充を行うべきです。兵庫県下自治体では、加西市は 18 歳までの均等割を廃止し、赤穂市では 18 歳以下の 3 人目から 2 分の 1 の減免、4 人目以降からは全額免除しています。

また、今回の改定により、国保加入世帯 2,630 世帯のうち、2,058 世帯 78%の世帯が国

保税の引き上げになり、一方、引下げは 518 世帯 20%です。税収総額は変わらない中で多くの世帯が負担増になります。全世帯の引き下げを求めて反対討論といたします。

副議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4 番（千種和英君） 議案第 13 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、提案された一部改正には、主に 2 つの改正理由によるものでございます。

まず、1 点目は、国民健康保険税率の改正につきましては、県内市町の保険税率の統一に向けた改定であります。

国民健康保険は、加入者の所得水準が低いことなど、構造的な問題があることから、安定的な財政基盤を確保するため、平成 30 年度から財政運営の責任主体を都道府県が担うという改革が実施をされました。既に、療養給付については、県内の市町で相互扶助する仕組みとなっており、今後は、負担である保険税の平準化が求められることとなります。

各市町によってばらつきのある保険税率については、同一所得、同一保険料という保険制度の理想を目指すことが、兵庫県国民健康保険運営方針に明記され、各市町が、その実現に向け、取組を進めているところであります。

佐用町の保険税率においても、兵庫県が示している標準保険税率とは賦課割合等で乖離があり、これをすり合わせていくことが求められていくことは明白なことであります。

今回の条例改正では、令和 4 年度の国民健康保険税率について、被保険者の負担への影響を最小限に抑えるため、賦課総額を前年度並みに据え置くこととしており、また、影響額の試算においても、約 91%の被保険者が年額で増減 5,000 円。増額 5,000 円、減額 5,000 円以内に収まるように配慮をされております。国民健康保険運営協議会においても、今回の改定が適切であるとの判断がなされていることから、適切な税率改定であると考えます。

また、もう 1 点の改正点である、子供の均等割額の 2 分の 1 減額については、国の子ども・子育て支援拡充の一環として、制度改正に合わせた改定であります。対象者の範囲が、未就学児となっている点につきましては、引き続き対象者や減額幅の拡充等の検討がなされるよう参議院においても附帯決議がなされており、今後において国の動向に注意を払いながら検討する必要があると思われませんが、現状においては、国の制度改正に合わせた、子ども・子育て支援の拡充に寄与する改正と思われれます。

以上の理由により、佐用町国民健康保険税条例の一部改正する条例について、賛成の討論といたします。

副議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 4. 議案第 31 号 令和 4 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第 5. 議案第 32 号 令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 6. 議案第 33 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 7. 議案第 34 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 8. 議案第 35 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 9. 議案第 36 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 10. 議案第 37 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 11. 議案第 38 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 12. 議案第 39 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 13. 議案第 40 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 14. 議案第 41 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 15. 議案第 42 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計予算案について（委員長報告）

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 4 に入ります。
日程第 4 から日程第 15 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第 4、議案第 31 号、令和 4 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 15、議案第 42 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

議案第 31 号から議案第 42 号までについては、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。

予算特別委員長、山本幹雄議員。

〔予算特別委員長 山本幹雄君 登壇〕

予算特別委員長（山本幹雄君） 佐用町議会第 106 回定例会予算特別委員会報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました、令和 4 年度佐用町一般会計並びに各特別会計の審議について、報告します。

1、日時、令和 4 年 3 月 3 日、木曜日、午前 9 時より午後 4 時 18 分まで。

場所は、本庁第 1 庁舎西館 3 階議場。

3、出席者は、委員長、私、山本幹雄。副委員長、千種和英。

委員、金澤孝良、加古原瑞樹、小林裕和、廣利一志、岡本義次、金谷英志、岡本安夫、西岡 正、平岡きぬゑ、石堂 基であります。

説明のため、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課課長に上月支所長、南光支所長、三日月支所長です。

その他、説明のため出席を求めた者は、各課室長、室長補佐、教育委員会室長です。職務のため出席した者は、尾崎局長、大上局長補佐であります。

私、委員長は、出席委員数は定足数に達しており、予算特別委員会の開会宣言をした。

まず、議案第 31 号、令和 4 年度佐用町一般会計予算案について、審議する。

まず、予算書、11 ページの、5 款、町税についてから質疑を行う。

質疑としまして、町税、個人の滞納繰越は、法人では滞納繰越、固定資産税での滞納繰越の徴収率、昨年と比べて幾ら計上しているのか。また、大口は幾らぐらいか。答弁、個人町民税が 33.6%で 3.5 ポイントの増。法人税は 36.2%で、9.2 ポイントの減となっている。固定資産税は 20.5%、大口滞納は 1,000 万円以上の大口滞納が 2 社ほど完納。今年の 1 月現在で最高滞納額は 500 万円です。滞納者で納付が停止している方は、差押えということになりますが、6 件の検索で代表的なものは、検索に入り、400 万円から 500 万円の車があり、それを差押え、即時で完納させている。

続いて、委員長、10 款、地方譲与税。15 款、利子割交付金。16 款、配当割交付金。17 款、株式譲渡所得割交付金。18 款、法人事業税交付金。19 款、地方消費税交付金。20 款、ゴルフ場利用税交付金。26 款、環境性能割交付金。27 款、地方特例交付金。30 款、地方交付税。35 款、交通安全対策特別交付金についての質疑を行う。

質疑、森林環境譲与税が 1,065 万 5,000 円増えているが。答弁、増額要因は、税制改正及び譲与税額の増額によって、市町村への譲与額が 340 億円から 1.294 倍の 440 億円と増額されたものでございます。よって、佐用町には 3,458 万 4,000 円となります。

続いて、委員長、40 款、分担金及び負担金。45 款、使用料及び手数料の質疑に入る。

質疑、住宅使用料滞納繰越分 22 万円についてと、定住促進住宅使用料滞納繰越分、そして、衛生使用料、滞納繰越分について。答弁、住宅使用料滞納繰越分について、滞納額は 7 名、総額は 74 万 9,100 円です。22 万円を計上している。7 名のうち、1 名は生活保護受給者。1 名は退去後所在不明。残りの 5 名は、分納等で定期的に納入されている。定住促進住宅の滞納繰越額では 3 万円。滞納総額は 44 万 5,700 円で、年金月に定期的に納入されている。

上下水道課長、コミュニティプラント施設使用料の滞納分ですが、滞納額は 3 万 8,000 円計上。1 名で、計画的に分納していただいている。

質疑、保育料の完全無料化を図っては。岡山県の備前市では、保育料の完全無料化がニュースとなる。佐用町も完全無料化にするべきでは。答弁として、現実的には考えておりません。今、問題になっている保育士不足に充当する。老朽化している保育園があるので、改修に充てていくよう財源を確保していく。

保育士不足についての要因は。保育士の賃金が安すぎる。賃金を引き上げていく、そういった費用に充てていくのか。答弁としまして、保育士の不足要因については、保育の必要性が出ている家庭がたくさん増えてきている。未満児クラスも増えている。競争のように、保育士確保に努めている。

質疑、保育士の不足と言われるが、私が知っている方も、佐用町で応募したが落ち、上郡で保育士をされている。何人ぐらい不足しているのか。答弁として、実際には、必要な数で言いますと、各保育園で 2 名ぐらいずつ不足している。原因は、障がいがあったり、特に、その子 1 人についていなければならないような子たちがたくさんいる。それに関しては国の基準がありません。佐用町の場合は、国の基準を上回っている。

続いて、委員長、50款、国庫支出金についての質疑を行う。

質疑、30目、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、場所はどこか。答弁、レッドゾーンの住宅を、安全なところに建て替える、移転する時などの補助金。申請があった場合の予算として確保している。

続きまして、委員長、60款、財産収入。65款、寄附金。70款、繰入金。75款、繰越金。80款、諸収入。85款、町債の質疑を行う。

質疑、住宅新築資金等貸付金元利収入、滞納繰越分、住宅新築資金分、徴収率はと、大口は幾らか。また、納付が止まっている方はあるのか。答弁、住宅新築資金については、9ポイント下がっていることは、昨年、大口の返納があった。住宅建設資金については、0.1ポイント下がっている。住宅改修資金については、0.2ポイント上がっている。宅地、生業資金については、返納がありません。大口の滞納は15件。納付が止まっている18件、16件は時効期限に達している債権である。

質疑、土地売払代金のところで、茶屋と廣山の団地、2区画で日照が極めて劣悪。試行的に取り組んではいかがか。答弁、個人の所有林であり、勝手に伐採、切ることはできません。山の管理の中で、今後、総合的に考え、対策を課題として考えていく。

質疑、民生費受託事業収入で、129万6,000円の予算。他自治体から来られている子供は、どれぐらいいるのか。実態は。答弁、他の自治体から来られ、佐用町の保育園に来られる子は、2名。佐用から他の自治体の保育園、認定こども園、幼稚園、認可外の保育園に行かれる子供は、5名から7名程度と記憶をしている。

委員長、歳入についての質疑は終結し、続いて、一般会計歳出についての質疑に入る。

5款、議会費について、質疑なし。

10款、総務費、質疑、総務管理費、地域包括交付金3,000万円、13協議会がやろうとしている事業が、推進されるものになっているか。答弁、事業内容等を聞かさせていただいて、センター長の意見も聞いて、予算を活用して配分。それと、様々な事業の活用を促すなど、事業内容に応じて検討していきたい。

質疑、配分の割り振りするのではなくて、「やりたい」という地域づくり協議会があれば、そこに重点的に配分して。答弁、総額で3,000万円、協議会に配分する金額は2,940万円。60万円は、新たな事業を計画した、突発的なことのために置いてある。そういった取組をされているところは、センター長と諮り対応していく。

質疑、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費4,106万6,000円の工事費について伺う。答弁、町保健センターの空調設備の更新等、全体で13の事業に及んでいる。

質疑、定住対策費、田舎体験事業運営業務委託料、どこへ委託しているのか。若者住宅取得応援金などについて。答弁、田舎体験事業は、佐用鹿青年部「佐用にきて一な」を委託。転入者は、これまで30名ぐらい。

質疑、大学生等通学定期券購入助成金1,000万円ですが、通学の想定される範囲は、どのあたりまでか。

答弁、想定される通学では、兵庫県立大学、姫路独協大学、関西福祉大学、美作大学等に、専門学校については、相生看護、津山看護、美作市スポーツ医療看護専門学校等、その他、専門学校で、医療・福祉・情報・栄養・理美容等、こういった分野で姫路方面に、多数の専門学校があるので、そのあたりかと考える。

質疑、公有財産購入費、土地の購入が計上されているが。答弁、公有財産購入費には、三河小学校跡地内の民地購入費。

質疑、戸籍住民登録費、マイナンバーカードについて、ここに項目として挙がっているが、情報の漏洩、私企業の利活用について。答弁、行政専用のネットワークを利用し、外部から不正にアクセスすることはできません。今後は、健康保険証としての活用や銀行口

座としての紐づけ等で、利用者、サービスの拡大が進む中での心配はあるが、システムの施されているセキュリティやマイナンバー法による高い安全性が保持されている。

質疑、国のほうは、「税社会保障の一元化」と言っている。佐用町も新たに「情報政策課」をつくって、内部での情報も一元化する。発足時点から一元化はできないか。答弁、町のほうでは、機器の整備とか、システムのことを考えると早急に一元化することは難しい。

続いて、15 款、民生費について。

質疑、ひきこもり対策補助員の謝金とあるが、対策については、今後どうするのか。答弁、今年度は、生活実態の調査。対象者にアンケートを取っている。回収率は 30%ほど。回答の中から全内容を精査して、山陽学園大学、目良教授に指導をいただき、佐用町での覚書で契約している。そして、85 人を対象に、保健師の資格を持っている方に、実際に調査に入ってもらおう。ひきこもりが集える場所づくりを考え、当事者の心配事に寄り添って進めていく。

質疑、社会福祉費の南光地域福祉センター運営費で、給食サービスがあります。各ボランティアが各地域の調理器具によって調理されている。調理器具によっては、時間がかかってしまい「何とかしてほしい」との声がある。その声が届いているか。答弁、設備更新や改修の希望を聞きながら、随時整備しているところです。

質疑、高齢者福祉費の中で、地域介護拠点整備費補助金。平福の特別老人ホームのユニット化とあるが、効果と財源内訳は。答弁、効果を 5 点ほど説明します。1 点目は、個性とプライバシーが確保できる。2 点目は、個室の近くに交流できる空間を設けることができ、他入居者と良好な人間関係を築ける。3 点目は、自分の生活空間ができ、入居者のストレスが減る。4 点目、家族が周囲に気兼ねすることなく訪問できる。5 点目、感染症の防止に効果がある。

質疑、シルバー人材センターに数十年、同額を補助されているが、この金額は一向に変わっていない。運営状況は把握しているか。答弁、人材センターの規模等で補助額は決まっている。佐用町の場合は、700 万円出さないと、国から 700 万円だけ足りない仕組みで、事業の中身は、毎年、実績報告で把握している。

児童福祉費の児童福祉総務費で、会計年度任用職員の報酬ですが、保育士の処遇改善ということで、改善費用が計上されているが、改善に向けて取組がされているのか。答弁として、新年度は、計上されていないが、補正予算で対応させていただく。

続いて、20 款、衛生費について、質疑としては、不妊治療支援補助金、女性だけでなく、男性の方も同じように検査を受けられるか。答弁、不妊治療は、男性女性も、一応、受けられます。

質疑、不妊治療について、健康保険の適用になるということなのですが、適用になった場合、助成制度との兼ね合いは、どうなるのかとの問いに対して、答弁では、そのまま保険適用され、多くの方が 3 割負担ということになる。令和 3 年度から令和 4 年度にかけて治療されている方は、1 回のみ。令和 3 年度に治療を開始されている方は、令和 4 年度に 1 回の助成を受けられ、それ以降は保険適用になる。

続いて、25 款、農林水産業費、負担金補助及び交付金の町ふるさとづくり協議会助成金事業の内容について。答弁として、この会は、県事業で、農村ボランティアを受け入れる。地域活性化を図る 8 集落が、もとは対象で、現在は、2 集落が登録されている。助成の内容は、棚田の保全推進活動である。

質疑、さよう農の匠養成塾実施事業補助金で、講習に限らず苗代、種苗法が改正され、肥料、防鳥ネット等の補助金も必要ではないか。答弁としては、この事業は、自らが、直売所に出荷してもらうことが要件。今のところ、塾生に限っての補助は考えていない。

質疑、農産物処理加工施設運営費で、もち大豆みそが主力商品であるが、他の商品も売

れ筋を見極めたり、新たな特産品を伸ばす等の経営改善に取り組むのか。答弁、今回の改造する新しい加工所の施設では、漬物等を考えながら、もう少し絞って開発したい。

質疑では、町有林化の事業で、財源は、森林環境譲与税充当で、令和4年度は3,000万円、令和5年度は5,000万円、令和6年度は7,000万円を見込んでいるが、財源確保の見通しは。答弁は、全国で600億円が計上され、令和6年度では満額が配分されると考えている。人員は、初めてのことで分からないが、遅延のないようにする。

続いて、30款、商工費。

質疑としましては、観光費の公有財産購入費、新たに駐車場を用地として購入し、整備するとのことであるが、安全性を考えれば、どのようなことを工夫するのか。答弁、周囲に限られた土地の中で、駐車場を確保するという一方で、反対側の用地を想定している。安全性から右折だまりは必要だが難しい。そして、大型車が自由に入れるような駐車場ではなく、長時間、平福の町並みとか、施設等を利用していただけることを想定している。

質疑として、商工業振興費、ビジネスプランコンテスト委託料、応募された方のプランを生かし、後でフォローできる体制はどうするのか。答弁、そういったプランを、どう生かすかといったことも非常に重要で、最終選考会の後の応募者と、佐用町、金融機関も交えての顔合わせをした。

続いて、35款、土木費。

質疑としましては、住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金は、どういう対策をするのか。また、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金は、どこに移転するのか。答弁としては、レッドゾーンは、新たに建物を建て替えることができない危険な場所であるという指定を受けている。指定地の中に入っている家が安全な場所に建て替える費用は621万円の補助。移転はできないが、安全な対策を取る工事が住宅・建築物土砂災害対策改修事業となる。

続きまして、40款、消防費。

質疑、消防団員の人数が減っているが、原因が「操法大会の訓練・準備がかなり負担だ」という声を聞く。当局としての認識は。答弁は、全国的に見ても年々減っている。操法大会については、全国でも取り上げられ、批判が上がっていることもあり、次回は、佐用町では予定していない。ただし、佐用町の場合は高齢化し、団員が退団。新たな入団者が少ないことが、大きな要因と考える。団編成を考えている。

続いて、45款、教育費。

質疑、子育て支援事業補助金、副教材費相当分の商品券を、直接、町が負担してはどうか。答弁、保護者には幾分か負担をしていただいて、子供の教育に参加していただくとの認識を持っていただきたく。

質疑、給食センター運営費、地産地消・質的向上給食推進費、地元産の割合アップはどのように図られるか。アレルギーのある児童・生徒への対策で、栄養士・調理師がどのような対応をしているか。答弁として、地産地消については、生産者の拡大には取り組んでいる。令和3年度には、3団体9人が新規登録。全体で7団体19人の地元の方に野菜を作っていただいている。給食センターでは、アレルギー対応に積極的に取り組んでいる。

続いて、60款、諸支出金。

質疑として、水道事業災害復旧損失補填繰出金の内容説明は。答弁は、台風第9号の災害以後、河川改修をしたのち、真盛浄水場の水量が安定しない。平成22年度から平成27年度まで行われた応急給水によって、水道事業会計に生じた損失額を平成29年度から令和4年度まで水道事業会計に繰出している。

以上で、一般会計の質疑を終了し、討論に入る。反対討論があり、続いて、賛成討論があった。

採決の結果、議案第 31 号、令和 4 年度佐用町一般会計予算案は、賛成多数で、原案のとおり可決されました

午後 4 時 18 分に、1 日目の予算特別委員会は終了した。

第 106 回定例会予算特別委員会、2 日目は、日時、令和 4 年 3 月 4 日、金曜日、午前 9 時より午前 11 時 13 分まで。

場所は、本庁第 1 庁舎西館 3 階議場。

出席者は、委員長、山本幹雄。副委員長、千種和英。

委員は、金澤孝良、児玉雅善、加古原瑞樹、小林裕和、廣利一志、岡本義次、金谷英志、岡本安夫、西岡 正、平岡きぬゑ、石堂 基であります。

説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課課長に上月支所長、南光支所長、三日月支所長。

その他、説明のため出席を求めた者は、各課室長、室長補佐、教育委員会室長です。

職務のため出席した者、尾崎局長、大上局長補佐であります。

特別会計は、議案第 32 号、令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について。

質疑、一般会計に繰入れしているが、内容はどうなっているか。答弁、佐用・IDEC 有限責任事業組合に、当初、申山を建設する際に、合併振興基金から貸付けを行っており、この貸付金の返済として、合併振興基金へ積戻して、これが 4,000 万 8,000 円。それ以外は、一般会計に明確に特定財源として充当しているわけでないが、1 つは、林業振興費の公有財産購入、子育て支援事業の小学校分、同じく中学校分、大学生等への通学定期券購入助成金。

質疑は終結し、討論に入るが、討論はなく、議案第 32 号の採決に入る。

全員賛成で、議案第 32 号は原案どおりに可決されました。

続いて、議案第 33 号、令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案についての審議を行う。

まず、歳入から。

質疑、医療給付費分現年度課税は、前年度と比べ減額になっているが、要因は。また、未就学児均等割減免の影響は。答弁は、令和 4 年度に国民健康保険税の税率改正により、所得割を 8 % から 7.57 % に引き下げられたことによる減額。それと、未就学児均等割の影響は、国の動向を注視している。

質疑、医療費給付費分滞納繰越、後期高齢者支援金分滞納繰越、介護納付金分滞納繰越の昨年と比べ、徴収率の何パーセント、幾らか。大口に止まっているところはあるのかの問いに、答弁は、件数は、今年の 1 月末現在で、滞納者は 103 人。徴収率は 18.6 %。大口は 3 名で、自主納付 1 名、分納誓約 1 名、一部執行停止の上、動産差押えで公売を実施した方 1 名。

国は、保険者努力支援制度、努力によって、交付金を増減するという制度であるが、どういうふうに取り組むのか。国民健康保険税収納率向上プランを立て、住民に周知しており、その努力支援事業の分では、加点をさせていただいております。

歳入についての質疑は終結し、歳出の質疑を行う。

質疑、均等割分を減免していく、今回、国保システム開発委託料の中に、どんな形で反映されるのか。答弁、税額の集計プログラムに反映すると思う。

質疑を終結し、討論を行う。

原案に反対の討論があり、賛成の討論がある。

討論を終結し、直ちに採決に入る。

挙手、多数で、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 34 号、令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計の予算を審議する。
まず、歳入から。

質疑、普通徴収保険料、滞納繰越分について、徴収率に、大口の滞納者は、総件数はどうなっているのかを伺う。答弁、滞納者は 6 名。滞納額は 82 万 4,347 円。徴収率は 14.5%。

質疑、保険料は、値上がりが続いている。どういう見解をお持ちか。答弁、令和 4 年度、5 年度においては、引き下げられると、広域連合議会で決定された。

歳入の質疑は終結し、直ちに歳出の質疑を行う。

質疑なし、歳出の質疑はないので、質疑を終結し討論に入る。

まず、反対討論があり、続いて、賛成討論が行われた。

討論が終結し、直ちに採決に入る。

挙手、多数で、議案第 34 号は原案のとおり可決された。

続いて、議案第 35 号、令和 4 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、まず、事業勘定から。

質疑、滞納繰越分普通徴収保険料、昨年と比べ、徴収率、大口、止まっている方があるのか。答弁、徴収率は 18.35%。大口は、88 万 3,700 円の方がいる。10 万円以上の滞納者は 22 名となっている。納付が止まっている方は 27 名。

質疑、介護保険料、前年に比べ減額になっている。大きな要因は。答弁、読めないところもある。

事業勘定の歳入についての質疑は終結し、歳出の質疑を行う。

質疑、介護サービスが減っている。コロナ禍と関係があるのか。答弁、一概にこれということとは言えない。

事業勘定の歳出についての質疑は終結する。

続いて、サービス事業勘定の歳入の質疑を行うが、質疑はなく、質疑は終結する。

続いて、サービス事業勘定の歳出の質疑を行う。質疑なし。

質疑を終結し、介護保険特別会計予算の質疑は終結する。

これより討論を行う。まず、原案に反対の方の討論があり、続いて、賛成の方の討論がある。討論を終結。

直ちに採決に入る。挙手、多数で、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 36 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案についてを議題とする。

まず、歳入から。

質疑、滞納繰越分について。答弁、80 名の方が滞納している。徴収率は 24%。

質疑、公営企業会計適用債について、住民への影響は。答弁、公営企業化による影響は、移行自体の影響はない。

歳入について、質疑を終結し、歳出についての質疑を行う。

質疑、工事請負費、建設改良の分、中身的には、どうなっているのか。答弁、管布設工事については、9 件予定している。

歳出についての質疑は終結し、討論を行う。

討論はなく、直ちに採決を行う。

挙手、多数（全員と訂正あり）で、議案第 36 号は原案のとおり可決された。

続いて、議案第 37 号、令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の質疑を行う。

まず、歳入から。

質疑、滞納繰越は。答弁、令和 2 年度の収納率 17.9%。それに 1%増で算定。徴収に努めている。

歳入についての質疑は終結し、歳出の質疑に入る。

質疑、質疑はないので、質疑を終結し、直ちに討論を行う。

討論はなく、討論を終結し、直ちに採決を行う。

挙手、全員で、議案第 37 号は可決されました。

続いて、議案第 38 号、令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の審議を行う。

まず、歳入から。

質疑、質疑なし。

続いて、歳出の質疑を行う。質疑はなく、質疑は終結し、討論を行う。討論はなく、直ちに採決に入る。

挙手、全員で、議案第 38 号は可決されました。

続いて、議案第 39 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案を議題とする。

まず、歳入から質疑を行う。質疑はなく、歳入の質疑は終結。

歳出の質疑を行う。質疑、消防設備保守管理委託料、スプリンクラーの点検か。消火栓がないが、どのように計画されているのか。答弁としましては、消火栓はない。消火栓はないが、地下式の防火水槽はある。水は自動的に追加される。

歳入は終結し、歳出の質疑を行う。質疑、緑地植栽の管理委託の業者の選定はどうなっているか。答弁、3年契約で、業者見積りは取っている。

歳出の質疑は終結し、直ちに討論を行う。

討論はなく、直ちに議案第 39 号採決する。

議案第 39 号は、挙手全員で、原案のとおり可決された。

続いて、議案第 40 号、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案についての質疑を行う。

まず、歳入から、質疑、繰入金を少しでも挽回するという策を考えているのか。答弁、なかなか、赤字解消の結論を出せないかもしれませんが、できる限り努力は続けていきたい。

歳入の質疑は終結し、歳出の質疑を行う。

質疑、質疑なし。質疑を終結し、直ちに討論を行う。討論もなく、採決を行う。

挙手、全員で、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 41 号、令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計予算案を議題とし、まず、歳入から、質疑、質疑なし。歳入の質疑を終結し、歳出の質疑を行う。質疑なし。

質疑を終結し、直ちに討論に入る。討論なく。討論を終結し、直ちに採決を行う。

挙手、全員で、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 42 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計予算案について、質疑を行う。

質疑、予算書各条項で、予算実施計画から、収入及び支出見積基礎までについて、一括して質疑を行う。

質疑、資本的支出の建設改良費について。答弁、水道管の建設工事、水道設備の更新等。管渠工事については 1 件。

質疑を終結し、討論を行う。

討論はなく、直ちに採決に入る。

挙手、全員で、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本特別委員会に付託を受けました予算審議は全て終了し、午前 11 時 13 分、委員会を閉会しました。

以上で、予算特別委員会に付託されました案件についての報告は終わります。

詳細については、予算特別委員会の会議録をご覧ください。これで委員長報告は終わります。

副議長（小林裕和君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中、守らなければならない事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 31 号から、順次、討論及び採決を続けて行います。

まず、日程第 4、議案第 31 号、令和 4 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 31 号、令和 4 年度佐用町一般会計予算案の反対討論を行います。

問題の第 1 は、公債費の繰上償還です。地方債の発行は必要な事業に対し将来の住民も負担を負うもので、一般家庭でいう「子や孫に借金を残す」という性格のものではありません。繰上償還は現在の住民に負担増を求めるもので、公債費の繰上償還はやめるべきです。

また、毎年、積み増しされ続ける基金は、住民 1 人当たり県下第 1 です。この基金を若者定住や子育て支援、高齢者施策など、今の住民が求めている事業への財源とし、有効に活用すべきです。

事業の発注・委託に当たっては、事業者の資格を厳正に行うとともに透明性の確保に努め、公正な競争が求められています。

第 2 は、新型コロナウイルス感染症対策です。感染拡大がもたらした日常生活の激変は女性にとりわけ深刻な影響を与えています。コロナ対策では、あらゆる場面でジェンダー平等の視点を取り入れるべきです。

感染症拡大防止には、PCR 検査等を行うことが有効です。国の交付金も活用して、高齢者・障がい者施設、保育園などクラスターが起きやすい施設の職員に PCR 検査等をたびたび行うことが必要です。

第 3 は、政府のデジタル化への追従です。国はマイナンバーを税、年金、健康保険のみならず、預金口座、国家資格、運転免許証などの紐づけ拡大を検討しています。マイナンバー制度は、政府の意向を無批判に受け入れるのではなく、監視・管理社会に向かうものであることを町民に情報提供すべきです。

第 4 は、地域振興です。まちづくり協議会の「振り返り」を踏まえ、それぞれ地域にあった取組を支援すべきです。

第 5 は、文化・教育です。文化・スポーツの発展、健康増進を支援するためにも、町民への公共施設使用料は免除すべきです。

第 6 は、福祉・教育の充実。保育士の正職員化は、保育の資質向上など職員の職業意識の向上にとって重要です。同一労働・同一賃金の観点からも保育士の正職員化を図るべきです。

ネット環境への補助、小中学校のトイレに生理用品を設置すべきです。

学校給食への補助は、半額補助ではなく無料化で子育て支援を図るべきです。

小中学校児童・生徒の副教材費相当分の補助は、商品券による町内業者の売上げ増の効果は限定的で、経費と職員の手間もかかります、義務教育は無償という原則に立ち、教材費実費は、保護者からの集金はしない方式にするべきです。

第7は、健康づくりの充実です。国保税の引下げのための町独自施策が必要です。国の就学前の子供への均等割軽減策は不十分であり、子育て支援として町独自施策が求められます。

高齢者施策では、加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設が求められます。

町民の疾病状況の分析と、これを受けた実効性のある健康づくりへの取組が必要です。

歯科保健センターは廃止ではなく、医療が行える状況の中で予防事業、歯科検診などを充実し、8020運動をより進めるべきです。

第8は、農業です。農地の集積化とともに小規模の農家を支援し、さらに農業特産品の育成の強化が必要です。「元気工房さよう」は、「さよう農の匠」養成塾とも連携した生産・流通・販売を体系的組織づくりが必要です。また、生産者、JA、県農業改良普及センターとも協力し、国・県の施策追従にとどまらない放棄田対策など実効性のある農業振興への取組も必要です。

第9は商工業です。コロナ禍の影響を受けた事業者に対して、持続化給付金の継続も必要です。商工振興の業務は商工会任せではなく、町の施策として位置づけ商工業者の状況、問題点を町が把握すべきです。制定された「商工業振興基本条例」を生かした抜本的な商工業者への支援が必要です。

最後に、本町は、少子高齢化、過疎化が急速に進む中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。地域・産業の振興、教育・文化の発展と安心して暮らせる福祉、健康づくりの充実に必要な予算であることを指摘して反対討論とします。

副議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔金澤君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金澤議員。

1番（金澤孝良君） 議案第31号、令和4年度一般会計予算案に賛成の討論をいたします。

令和4年度一般会計119億2,493万1,000円は、特別委員会審議されたとおり、いまだ収束の出口が見えない新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、町民生活支援に配慮されている予算であると思います。

地域交通の利用促進及び子育て支援複合施策である大学生等通学定期券購入助成事業の開始。また、森林の適正管理につながる買取り制度の導入。在宅訪問歯科診療事業の助成等、各施策の継続性を保ちつつ、新規事業にも取り組む予算編成であります。

これまでの取組と成果を踏まえ、町民と行政の役割分担を図りながら、限られた財源で配分や選択と集中による効果的な投資、適正な予算規模の維持など、身の丈に合った財政運営を主眼に置いた中で、社会経済の変化に対応した堅実な予算であると思います。

また、特別会計への繰出金も各事業を安定させつつ、公平性を保ち、最小限にとどめていることは評価できるものであり、令和4年度一般会計予算案に賛成といたします。

副議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 令和 4 年度一般会計予算案に反対する立場で、討論させていただきます。

町長の施政方針にある、安心・安全のまちづくり、ずっと住みたいと思えるような環境づくりについては、全く同じ思いであり、強く共感を感じます。

しかしながら、その具体策については、町民の皆様の賛同と共感を得られるかという点、甚だ疑問です。

加速度的に人口減少が続く現状において、その具体策は、よりスピード感を持って行うべきであるにも関わらず、緊張感も危機感も感じられず、多くの町民の皆様の期待や要望に応えるものになっていません。

具体的には、まず、ひきこもり対策。ひきこもりについては、現状把握を、やっと終えようとしていますが、先行する民間事業者、他市町の取組を大胆に取り入れ、連携を深めて、対策事業を前倒しで実施すべきです。

不登校の対策としては、ほっとルーム開設が上月で開設されていますが、両親などが送迎している現状は、せめてもう 1 か所開設で、その負担を軽減すべきです。

障がい者福祉サービスの点においては、2 点。

まず、基幹相談支援センターですが、障害福祉計画では、令和 2 年度開設の計画でした。しかし、開設の見込は、今年度も立たず、民間事業者の事情もあるでしょうが、令和 6 年度開設を目指すとの答弁でした。障がい者の皆さんへのサービスの質の向上と、長期にわたる計画策定のため、開設は欠かせないものです。前倒しで計画の達成を図るべきです。

もう 1 点、長谷保育園跡の無償貸付け利活用で、障がい者の方への就労支援事業で、雇用増を目玉にしていました。そもそも、A 型事業所を目指して、事業者は最低賃金を支払うこと、町との契約時に明記されたはずですし、議会での説明もはっきり述べられました。5 年を経過しても、B 型事業所のままです。その点を、曖昧にせず、指導を強化するべきです。

少数者の声に耳を傾ける姿勢を持ち続けてほしいと思いますし、町民の皆様に寄り添った施策をスピード感を持って実行することが求められていると思います。

もう 1 点、学校などの公共の建物等の定期検査についてですが、当然、建築基準法に則る形で行われるべきであります。規制改革の対象かもしれませんが、今は、規制改革されていないので、これからの佐用町の未来を育む子供たちのためにも、かかる費用が安ければいいという考え方に立たず、徹底して、安心・安全の立場を堅持してほしいと思います。

以上の点を指摘し、令和 4 年度一般会計予算案に反対いたします。

副議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本安夫君） 令和 4 年度一般会計予算案に賛成討論をいたします。

119 億 2,430 万 1,000 円、前年度比マイナスの 2 億 9,159 万 9,000 円の予算であります。大きな目玉となるような事業は確かにありませんが、新規事業として、大学生等の通

学定期購入助成、証明書等のコンビニ交付システム導入、歯科保健センター廃止に伴う在宅訪問歯科診療助成、味わいの里の大規模改修事業、全国でもまれな町有林化促進事業、平福の観光拠点施設整備事業、学童保育での GIGA スクール環境整備、また、新たに、情報政策課の設置など、時代に即し、かつ将来課題を見据えた予算が組まれています。

ただ、気がかりな点があります。先ほど、廣利議員が指摘されている特殊建物打診検査については、建築基準法を素直に読み解くなら、私の理解読では、全面打診検査は必須のように思われますが、他方、国交省の通達によりますと、平成 20 年 3 月 1 日付の国交省告示では、建物の外部、外壁仕上げ材等について、調査項目は、タイル、石貼り、モルタル等の劣化及び損傷の状況とあり、調査方法は、「開口…これ読めませんので、水平打継部、斜壁部等のうち手が届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じ双眼鏡等を使用し目視により確認、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等の確認をする」とあります。本年 1 月にも若干の訂正はあったようですが、テストハンマーによる全面打診の必要はないとのこと。この点については、やはり、一度すっきりクリアにするべきじゃないかなと思いますので、もし、そういう機会を設けていただきたいなと思います。

財政調整基金の積み増しについて、よく議論されているんですけども、御存じのとおり、平成 21 年の大災害、あるいは、一昨年来の新型コロナの感染、あるいは、今年になって、ウクライナの侵略戦争など、町民の生活に大きく影響するような、予期せぬ出来事があった時に、間髪入れず効果的に使うように、やはりある程度は残しておくべきではないかなと思います。

今後とも、インフラの長寿命化や効率化に、なお一層努められ、将来の公共料金の負担増を少しでも軽減されるようにしていただきたい。

最後になりますけれども、これは、前代表監査委員の榎本さんからの引継ぎのようなものですが、上月文化施設の改修についてであります。できたら、三日月支所のように、上月支所を複合的に改修することも早急に検討していただきたいと思います。

以上、お願いも込めて、賛成討論といたします。

副議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 31 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩取り、再開を 11 時 10 分とします。

すみません。訂正します。休憩を、この時計で 11 時 5 分とします。申し訳ございません。

午前 10 時 51 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
山本予算特別委員長から発言の申出がありますので、許可します。委員長。

予算特別委員長（山本幹雄君） 先ほど、委員会報告の中で、議案第 36 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、「挙手、多数で、議案第 36 号は原案のとおり可決されました」と報告しましたが、「挙手、全員」で、議案第 36 号は原案のとおり可決されておりますので、挙手多数ではなく、挙手全員で可決されたと変更したいと思います。よろしくをお願いします。

副議長（小林裕和君） そのとおり認めます。
続いて、日程第 5、議案第 32 号、令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 32 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 6、議案第 33 号、令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。
まず、原案に反対の討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。
13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 33 号、令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の反対討論を行います。
国保会計は、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となっています。町は所得総額や被保険者数、世帯数の県内における割合に応じて納付金を負担することになりました。また、県は 2021 年度からは納付金の算定に医療水準を反映させない改定を行い、高齢化の進展で避けられない医療費の増加を公費でなく県内全体で負担するものにしました。保険料が高くなることは明らかで、国庫負担の抜本的な増額による保険料の引き下げが必要です。
さて、今年度より就学前の子供の均等割に補助を国がしますが、不十分です。18 歳までの均等割を廃止し、保険料を引き下げるべきです。

運営主体が県になったとはいえ、厚生労働省は「一般会計の繰入れは自治体の判断でできる」「生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ない」と制度導入時には答弁しています。制度の抜本的な見直しこそ必要です。

一般会計からの繰入れで被保険者の負担軽減に取り組むべきであることを指摘して、反対討論とします。

副議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔金澤君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金澤議員。

1 番（金澤孝良君） 議案第 33 号、令和 4 年度国民健康保険特別会計予算案に賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度を確立していくために重要かつ必要な制度であることは、言うまでもありません。

佐用町においては、約 3,700 名の国民健康保険加入者があり、これは人口の約 23%を占めております。

国民健康保険制度を安定的に運営するために、兵庫県と佐用町が共同保険者となり、医療保険制度を構築するための国民健康保険法の法律に基づき運営をされております。

この令和 4 年度予算案では、保険税収入は、約 3 億 3,300 万円となっており、令和 4 年度の税率改正において、被保険者の負担への影響を最小限に抑えるため賦課総額を前年度並みに据え置くこととしていることで、昨年度の保険税収入と、ほぼ同額となっております。

県全体の医療費を見込み、これを基に各市町の所得水準や被保険者数に応じて算定した納付額として、約 5 億 1,400 万円。保険給付費として、約 15 億 4,700 万円が計上されています。

国民健康保険は、ほかの医療保険と比べると、年齢構成や医療費水準が高く、所得水準は低い被保険者が多く、所得に占める保険料負担が重いといった構造的な問題を抱えているのが現状ではあります。

県に納付する事業納付金や保険事業の実施にかかる経費に充てるために必要な保険税を制定し、収納率の向上を図るとともに、保険者努力支援制度において医療費適正化対策等に積極的に取り組むことで、特別交付金等財源の確保にも努めていると思われま

す。保険税算定については、所得割、均等割、平等割とともに適正に行われ、低所得者に対しての軽減措置も行われており、被保険者に配慮した保険税になっていると思われま

す。今後は、県が算出する事業給付金や医療水準、そして、所得水準に応じた標準保険料率を参考に決定する国民健康保険税額、そして、保険給付費額の推移に留意しながら、町民が安心して活用できる保険制度であり続けることを、切にお願いいたしまして、令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、賛成といたします。

副議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 33 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 7、議案第 34 号、令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 議案第 34 号、令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の反対討論を行います。

コロナ禍の中という状況を踏まえ、今期の保険料は引き下げられましたが、抜本的引き下げが必要です。

高齢者の生活は、消費税増税の負担も増え、年金生活の高齢者の経済環境は厳しさを増しています。年金が低いため働かざるを得ない高齢者は増えています。2019 年の労働政策研究・研修機構の調査では、60 代の約 2,900 人に働く理由を聞いたところ、「経済上の理由」が 76%に上っています。65 歳以上の就業者数は 2020 年で 906 万人、17 年連続の増加です。岸田政権は 4 月から公的年金額を 0.4%引き下げる計画です。安倍政権下の 13 年度から 10 年で実質 6.7%もの削減です。こんな中、依然として高い保険料は重い負担です。

制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保が脅かされています。国の制度の中で運営されている会計であり、国の制度・施策を批判して反対討論といたします。

副議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本安夫君） 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案に賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療保険は御存じのように、公費 5 割、支援分 4 割、高齢者 1 割の負担で運営され、団塊の世代が 75 歳を迎えるころの負担をどうするかが大きな課題でありました。

今まで、給付は高齢者、負担は現役世代中心という制度の構造的な見直しが必要となり、そういう中で 2 割負担の導入は、現役世代の負担を軽減できるものと見込まれます。

国民皆保険の維持を可能にするためやむを得ないと理解します。

今後とも、後期高齢者医療保険は大事な時期を迎えます。公平公正の観点から滞納整理にも引き続き努力をしていただきたいと思います。

コロナ禍で厳しい生活を余儀なくされる高齢者にとっても、安心して生活できるよう、病気や介護の予防につながる施策の充実を図り、円滑な運営をお願いし、賛成といたします。

副議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 34 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 8、議案第 35 号、令和 4 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。
まず、原案に反対の討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） 議案第 35 号、佐用町介護保険特別会計予算案に反対の立場から討論します。

厚労省は、令和 3 年度から省令を改正し、要支援者が要介護者に進んでも、本人が希望して、町が認めれば介護予防、生活支援サービス事業の住民主体のサービス、いわゆる総合事業の訪問・通所型サービスを継続的に利用することが可能としました。

これは、要介護者から介護給付を外す布石のおそれがあり、同総合事業は町の予算で行う事業のため、予算がなくなれば、サービスの打ち切りという事態も考えられます。

調整交付金は、介護の平準化や介護の給付の適正化として、市町村を競わせるものとなっており、さらに保険者機能強化推進交付金とリンクして、介護給付の抑制にもつながりかねません。とりわけ、以前は、5 万円台で推移していた施設に支払う利用料等の金額は、2 年ほど前からは 5 万円台であったものが 7 万円余りになり、昨年 of 制度改正で、食事等の負担が一挙に高くなり、今では、約月 11 万円余りの支払いになっているケースもあります。

高齢者が必要なサービスを受けることが難しくなり、施設に入りたくても入れない、行き場のない要介護高齢者の方々の増加が懸念されます。

保険料は大幅に引き下げるべきであると同時に、町独自の利用料負担軽減策を講じるべきであることを指摘して反対討論とします。

副議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原議員。

3 番（加古原瑞樹君） 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、賛成の立場で討論させていただきます。

今年度から第 8 期介護保険事業計画の 3 カ年がスタートをしましたが、年々、少子高齢

化が進む中、要支援、要介護の必要な方の総数はもちろんのこと、人口における割合も上昇を続けております。そのような状況を踏まえ、サービスの充実を図るため、一般会計からの繰入れを法定内いっぱいまで繰入れるだけでなく、基金を 1,821 万 2,000 円取り崩すことにより、安心してサービスを受けられる予算編成となっております。

また、積極的に予防にも取り組もうとされており、評価できますが、今後、さらに厳しい財政運営が続くと思われま。

介護保険制度を維持させるため、実施事業の検証や保険料収納率の向上、低所得者の負担軽減など、適正かつ住民が安心できる制度の運用を要望して、賛成の討論といたします。

副議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 35 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 9、議案第 36 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 36 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10、議案第 37 号、令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 37 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 11、議案第 38 号、令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 39 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 39 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 40 号、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 40 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 41 号、令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計予算案につい

て、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 41 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 15、議案第 42 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 16 に入ります。日程第 16 から日程第 20 は、本日、追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 16.	議案第 43 号	佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 17.	議案第 44 号	佐用町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 18.	議案第 45 号	佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） それでは、日程第 16 に入りますが、日程第 16 から日程第 18 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第 16、議案第 43 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 18、議案第 45 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 43 号から議案第 45 号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 43 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の給与が、昨年 8 月 10 日の人事院勧告に基づき、改定されたことに伴い、本町の一般職の職員の給与においても、これに準拠した給与改定を実施するため、関係条例の改正を行うものであります。

主な改正は、民間給与との較差等に基づく改定で、期末手当の支給月数の引下げであります。

一般職員につきましては現行の支給月数の 1.275 月から 0.075 月を引下げ、1.2 月といたします。

再任用職員につきましては、現行の支給月数の 0.725 月から 0.05 月引下げ、0.675 月といたします。

なお、例年であれば、政府は人事院勧告を受けて一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を 11 月に国会に提出をし、期末手当の支給基準日である 12 月 1 日より前に改正施行しますが、令和 3 年度の給与法の改正は、臨時国会が開かれる 12 月以降となり、本来なら 12 月に行われる予定だった令和 3 年の人事院勧告を受けた国家公務員の期末手当の引下げの相当額は、令和 4 年 6 月の期末手当で調整することとなりました。

これを受け、本町におきましても、令和 4 年 12 月に支給した期末手当の減額相当分を 6 月支給分から減額する特例措置を設けております。

続きまして、議案第 44 号、佐用町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第 45 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど申し上げました一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、副町長、教育長並びに町議会議員の期末手当の支給月数を 0.05 月引下げる改定をさせていただきますとともに、令和 3 年 12 月支給分についても職員と同様に調整をさせていただくものでございます。

以上、議案第 43 号から第 45 号につきまして、説明を申し上げます。承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題としております議案第 43 号から議案第 45 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 16、議案第 43 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 議案第 43 号、町職員の給与に関する条例の一部改定の反対討論を行います。

昨年、人事院が国会と内閣に対して 2 年連続で公務員の期末手当の削減勧告を行いました。

民間企業の高卒初任給は 16 万 8,943 円となっていますが、国家公務員の高卒初任給は 15 万 600 円です。昨年の中央最低賃金審議会の目安は全国一律 28 円引上げ、全国平均 930 円となっています。この結果、高卒初任給は最低賃金を下回っています。公務員給与の給与水準決定の仕組みそのものが破綻しています。

地域手当による地域間格差については、労働組合だけでなく、地方団体や自治体首長からも人材確保や地域経済に深刻な影響を与えていると指摘されており、この点、人事院は一切言及していません。

コロナ危機のもとでその対応に奮闘する町職員に報いるためにも、国の勧告に左右されることなく、期末手当の引下げは行うべきではありません。

以上、反対討論といたします。

副議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 43 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 17、議案第 44 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 44 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 18、議案第 45 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 45 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 46 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 19、議案第 46 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 46 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 3 年 8 月 10 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示されており、当該措置のうち非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等に係る事項については、人事院規則の改正により令和 4 年 4 月 1 日に施行することとされております。本町においてもこ

れに準拠した改定を実施するための関係条例の改正を行うものであります。

主な改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和として、育児休業、部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件の廃止をする改正であります。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認の実施と、研修の実施や相談体制の整備など勤務環境の整備を講ずることを追加する改正であります。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第46号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第46号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第20．同意第1号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第20、同意第1号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第1号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。
本件は、教育委員として、平成24年12月27日より務めていただいております永井 薫氏が、令和4年3月31日をもって退任されるため、後任に、樫本明日香氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員の任期は4年でございますが、同法第5条第1項の規定による残任期間となるため、令和4年4月1日から令和6年12月26日までの2年8カ月となります。

なお、樫本氏の略歴につきましては、経歴書のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

ご同意いただきますように、よろしく、お願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

それでは、これより同意第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第1号は、同意することに決定しました。

日程第21. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第21は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

副議長（小林裕和君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、第106回佐用町議会定例会は、これをもって閉会します。

午前11時41分 閉会

副議長挨拶

副議長（小林裕和君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例議会は、石堂議長が体調不良による治療のため欠席され、私が職務を代行させていただきました。議員の皆様をはじめ、町長、副町長、町当局には議事進行にご理解とご協力をいただき、数多く提出された議案等を慎重に審議いただき、適切な結論に導いていただきましたことに深く感謝申し上げます。

特に、予算特別委員会の山本委員長、千種副委員長には、大変ご尽力いただき、御苦労さまでした。

本日の閉会により、このメンバーが一堂に会することは最後となりました。

議員の皆様には、来月には任期満了による改選を迎えます。

また、職員の皆様も3月末でもって定年退職を迎えられる人がいらっしやいます。

社会情勢や社会環境が不安定な中ではありますが、健康に留意され、それぞれの立場で元気に次のステージに立たれることを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

町長、挨拶、お願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、議会定例会閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本議会に上程をさせていただきました来年度、令和4年度の一般会計予算並びに特別会計、また、多くの条例等、全て、それぞれ慎重にご審議を賜り、原案どおり可決、承認をいただきましたことに、まず、お礼を申し上げたいと思います。

いよいよ、この令和3年度も、もう残りわずかとなりました。この1年間振り返りますと、やはり、コロナ対策に追われた1年間でありましたが、町民の皆さん、そして、議員皆様のご協力の下、大きな災害もなく、計画をしておりました事業等につきましては、おおむね順調に執行をすることができたというふうに思っております。

ただ、もう来週から、また、令和4年度がスタートをいたします。

まだ、新型コロナにつきましても、なかなか収束の出口が見えないわけではありますが、まだ、しばらく、このコロナ対策にも、1日も早い収束を目指して、取り組んでいかなければならないと思いますし、また、新たに、国際情勢として、あのようなウクライナでのロシアの侵略戦争、これが非常に、まだ、長期化をしそうな状況でございます。その影響のために、既に、石油が高騰し、また、食料が高騰し、世界の経済も非常に厳しい大きなインフレ、物価高、そして、経済が混乱をするというようなことも予想がされます。そういう中であって、私たち、町行政として、なかなか、そうした国際情勢に対しての何も対策を講ずるといような力はありませんけれども、やはり町民の皆さんが、安全、安心して、こうした暮らしが続けられるように、町しても、町の行政、しっかりと安定した行政執行、本日、ご承認いただいた、令和4年度予算をもって、しっかりと計画的に執行してまいりますと考えておりますので、引き続いての支援とご協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

ただ、今、副議長からも御挨拶がありましたように、本議会におきましては、4年の任期が来月末で終了ということでもあります。議員各位におかれましては、改めて、それぞれ町民の皆さんの付託を受けられまして、引き続いて、こうした厳しい町行政、社会情勢の

中での町政運営に、ぜひ引き続いてご尽力、ご活躍をいただきますように、ご祈念を申し上げます。

ただ、今期をもって、勇退をされる議員の方もおられると思います。まだ、任期がございますので、最後の御挨拶という機会は、まだ、ほかにあろうかと思っておりますけれども、これまで、ご活躍をいただいた、また、勇退される、予定されている議員に対しまして、御礼を申し上げたいと思います。

佐用町が合併して、はや16年、今、17年目に入っております。この新佐用町の合併につきましても、非常にいろんな経過があり、また、なかなか、当然、いろんな意見があった中で、紆余曲折をもって新町が誕生をいたしました。そうした、旧町での、それぞれの議会の中で、新しい将来を見据えた中で、やはり適切な判断をしていただいて、この新しい町、合併した佐用町の誕生に向けて、非常に大きな役割と責任を果たしていただいたということに対して、まず、厚くお礼を申し上げたいと思います。

そして、合併後も佐用町として、また、いろいろな合併後の課題がある中で、そこに大きな災害という、水害という、本当に未曾有の試練に佐用町は立たされました。そうした、大きな災害の復旧・復興をバネに、何とか、この新しい町を安定した、町民が安心して暮らせる町にしていかなければならないという、やはり議員それぞれの皆さん方の、そうした強い熱意をもって、いろんな場面での適切なお判断、決定をいただいた中で、新町、新しい町の基礎、基盤が築いてこれたことに対しまして、本当にご苦労いただいた、皆さん方に厚くお礼を申し上げたいと思います。

今、16年たって、佐用町におきましても、議会の中でも、いろいろとご審議いただいた中で、財政的には、そうした基金等、安定した状況にあるということ、ただ、一方では、人口が急激に減少し、町民生活に不可欠な、今後、社会インフラ、そういう状況の中で、これから、どう維持していくのか、また、子供たちの教育においても、少子化の中で、学校教育、これから、どうした環境の中で、子供たちを育てていくのか、本当に、たくさんの厳しい課題が、次々と生まれて、引き続いてあります。生まれております。そういう課題に、常に将来を見据えながら、少しでも将来の次の世代のためのことを考えながら、町行政、計画的に、着実に一步一步を進めていかなければならないわけでありまして。そういう点については、次の、また、新しい、そうした議員の方も、当然、選出をされてまいりますけれども、議会と町行政が常に緊張感を持ちながら、方向としては、全て皆さん、誰もが、町のためという思いを持って、今後も町行政を進めていきたいというふうに考えております。

そういう意味でも勇退される議員各位におかれましても、引き続き、いろんな点でのご支援とご指導をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

本当に、長期間、3月議会というのは、たくさんの議案があり、予算委員会、山本議員、また、千種議員、本当に予算委員会等で御苦労いただきましたけれども、新しい、新年度が、こうして無事スタートできることに感謝を申し上げまして、お礼の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。ありがとうございます。